

## 戸張町会規約

- (名称)  
第1条 この会は戸張町会と称し事務所を戸張ふるさと会館(戸張 1308-1)内に置く。
- (会員)  
第2条 戸張町会内に居住する世帯をもって組織する。
- (会の目的)  
第3条 会員相互の親睦と地域発展を図ることを目的とする。
- (事業)  
第4条 会の目的を達成するために次の事業を行う。  
1. 福祉厚生に関すること。  
2. 地域内の環境整備に関すること。  
3. 慶弔に関すること。  
4. 「戸張ふるさと会館」運営に関すること。  
5. 催物に関すること。  
6. その他、目的達成のために必要と認められること。
- (役員)  
第5条 町会に次の役員を置く。  
1. 会長 1名  
2. 副会長 3名  
3. 理事 若干名  
4. 会計 2名  
5. 会計監査 2名
- (役員選出)  
第6条 役員は総会において選出する。
- (役員の任期)  
第7条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。  
但し欠員が生じたときは、前任者の在任期間とする。
- (役員の職務)  
第8条 役員の職務は次のとおりとする。  
1. 会長は会を代表し会務を統轄する。  
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその職務を代行する。  
3. 理事は会の運営にあたる。  
4. 会計は会の会計事務全般を行う。  
5. 会計監査は会計を監査する。
- (顧問及び委員会)  
第9条 会長は役員に諮問し顧問及び委員会等を置くことができる。
- (班の組織)  
第10条 班の組織は会員の申請に基づき会長が決定する。  
班長は各班で1名選出する。  
選出方法及び任期は班で決定する。

- (班長の職務)  
第11条 班長の職務は次のとおりとする。  
1. 会費の徴収。  
2. その他、班の管理運営に関すること。
- (会計年度)  
第12条 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- (会議)  
第13条 会は次の会議を置く。  
1. ①総会  
毎年1回会計年度終了後速やかに会長が招集する。  
但し必要により臨時に会長が招集することができる。  
②役員会  
必要に応じて会長が招集する。  
③班長会  
必要に応じて会長が招集する。  
2. 会議における決議は出席者の過半数の賛成をもって決定する。  
3. 総会の議長は役員より選出し、書記は会長が任命する。  
4. 総会は規約の改廃・事業計画の決議及び会計報告等を行う。  
その他の事項については役員会が総会に代わって決議することができるものとする。この場合、文書をもって会員に報告するものとする。
- (経費)  
第14条 会の経費は会費・補助金・寄付金及びその他の収入によってこれを充当する。
- (会費)  
第15条 会費は1ヶ月250円とし、原則として毎年2回、若しくは年1回任意月に納入するものとする。
- (慶弔金)  
第16条 次の事由が生じたときは贈呈する。  
会員死亡 1名につき5,000円

- (附則) この規約は平成8年4月1日から適用する。  
改正 平成19年1月6日(第4条・第12条)  
改正 平成28年4月1日(第5条・9条・12条・13条・14条・15条)  
改正 平成30年4月1日(第13条1項1号)  
改正 令和05年4月1日(第15条)